


監査報告書

令和3年5月26日

学校法人嘉悦学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人嘉悦学園

監事 齊藤 順 

監事 藤川 裕子 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人嘉悦学園寄附行為第11条の規定に基づき、学校法人嘉悦学園（以下、「当学園」という。）の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行った。

1. 監査の方法

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、太陽有限責任監査法人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど、業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について意見を述べるに当たり必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

- (1) 当学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適正でないと
言うべき事実は認められない。
- (2) 当学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

なお、以下の事項を、監事の意見としてここに付記する。

- ① 当学園では、今後予想される経営環境の変化を見据え、令和3年度を初年度とする第二次中期計画が策定された。この中で、3つの重点目標が掲げられ、これを達成するための21の施策と43の具体的なアクションプランが立案されている。目標達成に向けて計画が着実に遂行されるためには、アクションプランの実行チームによる自主的かつ積極的な取組みと、理事長のリーダーシップが必要と考える。
- ② 新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異株の拡大も見られ、未だ収束の目処が立たない状況にある。当学園の設置校が所在する東京都においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が繰り返し発出されている中、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底と、学びの保障や学修機会の確保の両立が求められるほか、心身の状況に係る把握やケアに努める必要があると考える。

以上